

集、運搬及び処分の基準の施行について第三条及び第六条に規定する廃 棄 物 の 収廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

厚生

(本節2⑴参照)

第一編 法令・通知編

第一章 基本法令

第一節 廃棄物処理

2

通

知

4) 産業廃棄物関係

〈総論〉

「厚生事務次官通知 (昭和四六年一〇月一六日厚生省環七八四号)(本節2í)参照について ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行

(厚生省環境衛生局長通知(昭和四六年一〇月一六日環整四三号)(本節2⑴参照について・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行

〈昭和四六年一○月二五日鷽整四五号〉、∫ ∫ 、 に伴う留意事項について廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用

(厚生省環境衛生局環境整備課長通知)(本節2⑴参照)(昭和四六年一〇月二五日環整四五号)(本節2⑴参照)意事項にごいて

第

法令・

通知編

目次

(四和四九年一二月三日環整一一九号の一部改正等について 原生省環境衛生局環境整備課長通知 原生省環境衛生局環境整備課長通知 原生省環境衛生局環境整備課長通知 を変物の処理及び清掃に関する法律施行令 原生省環境衛生局環境整備課長通知 を変物の処理及び清掃に関する法律施行に を変物の処理及び清掃に関する法律施行に

(本節23)参照

る政令の施行等について及び海洋汚染防止法施行令の一部を改正す、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(環境部長通知(環境では、19年省環境衛生局水道(本節2⑴参照)(現場で水質保全局長・厚生省環境衛生局水道(本節2⑴参照)(昭和五一年三月一七日環水企三八号・環整一)

(厚生事務次官依命通知(昭和五二年三月二六日厚生省環一九六号)改正について

(本節21)参照)

(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)(本節2⑴参照:改正について)の処理及び清掃に関する法律の一部

編

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一 改正について

、厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通.(昭和五二年三月二六日環計三七号 知](本節2⑴参照)

第三条及び第六条に規定する廃棄物の処分廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 基準等の改正について

環境庁水質保全局長通知昭和五二年三月二六日環水企四五 号 (本節2(1)参照)

令の運用に伴ら留意事項について 最終処分場に係る技術上の基準を定める命一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の 、生局水道環境部参事官・環境整備課長通知|環境庁水質保全局企画課長・厚生省環境衛|号・環整|七号||保和五三年二月四日環水企||六号・環産四、 (本節2(1)参照)

則の一部改正について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 、知 | 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通 | 密和五三年八月二一日環整九○号

則の一部改正等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 四九号・環産 (本節2⑴参照

(本節21)参照

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 部改正等につい

> の一部改正等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 、厚生省生活衛生局水道環境部長通知、平成元年九月一八日衛産三四号

の一部改正等について 《室長通知》(室長通知),以外の一個人工作,以外の一個人工作,以外の一個人工作,以外の一個人工作,以外の一個人工作,以外の一個人工作,以外的工作,以外的工作,以外的工作。

.........

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

の一部改正等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ,厚生省生活衛生局水道環境部長通知、平成二年七月五日衛産四一号

等又は廃棄物の焼却海域及び焼却方法に関び海域において焼却する油、有害液体物質排出する廃棄物の排出方法に関する基準及関する法律施行令に規定する埋立場所等に基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

する基準の改正について 、環境部長通知環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道 、平成六年二月二一日環水企二八号・衛環五三 ------三八一=

基づく産業廃棄物等の指定制度について 則第九条第三号及び第十条の三第三号等に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 室長通知 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 平成六年四月一日衛産四三号 |-----三八一五

三八〇四

(知) 【知道《《《《《》 《 》 《 》 《 》 《 》 》 《 》 》 《 》 》 《 》 》 《 》 》 《 》 》 》 》 《 》		物処理業者に係る許可番号取扱要領につい・産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄	(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)三九〇八(昭和六三年一月一四日衛産六号	について・産業廃棄物処理業者に関する講習会の実施	(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)三九〇七(昭和五〇年五月二日環整四〇号・産業廃棄物処理業の許可について	(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)三九〇四(平成二年四月二六日衛産三一号)三九〇四・産業廃棄物処理対策の強化について	(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)・産業廃棄物の処理対策の推進について	〈産業廃棄物処理事業〉		厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 三八二三 (平成七年三月三一日衛産四一号の一部改正等の運用について・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	「写生者生活衛生局水道環境部長通知」三八一九「写生者生活衛生局水道環境部長通知」三八一九	/平成 江戸三月三十日前を四)詩 ・ の一部改正等について ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
* 再生利用個別指定業者に関する準則四○五五	(室長通知) (室長通知) (室長通知) (室長通知) (室長通知) (室長通知) (室長通知) (室長通知) (三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一ついて	川第九条第二号及び第十条の三第二号に表・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規・	〈業者の指定等〉	(業廃棄物課長通知 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産 四〇〇一	三年三月二三日環廃産一一六号 (表物管理票制度の運用について	《管理票》	(知(知) 「厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通」三九五四(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通」三九五四(平成一二年三月三一日衛環三八号	・エコセメント製造等の廃棄物再生処理に係	(廃棄物対策室長通知	産業廃棄物管理票制度の実施について・特別管理産業廃棄物処理における特別管理	棄物処理業者に係る許可番号取扱要領三九四二*産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃

	•	
\廃棄物対策室長通知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業 三九五三 平成五年三月一二日衛産二六号	産業廃棄物管理票制度の実施について特別管理産業廃棄物処理における特別管理	棄物処理業者に係る許可番号取扱要領三九四二*産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃

		•
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産	平成一三年三月二三日環廃産一一六号)	産業廃棄物管理票制度の運用について
四〇〇一		
	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産 四○○	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産 四○○ (平成一三年三月二三日環廃産一一六号)

第一編

法令・通知編

目 次

次

終末処理場におけるくみ取し尿の 処理につ 建設省都

应

五

産業廃棄物の処理施設等の取り扱いについ 7

建設省住宅局市街地建築課長通知昭和四七年一二月八日建設省住街発九〇号

四

五

業廃棄物の保管行為に係る事務処理に

〈室長通知 「厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 、昭和六〇年七月二六日衛産四二号 (本節2(2)

る法律第十五条第一項の運用について場合における廃棄物の処理及び清掃に関す産業廃棄物の中間処理を船舶において行う (棄物対策室) 通知厚生省環境衛生局水道環境部参事官 (昭和五三年六月七日環産一八号

(産業廃

70

五

Ŧī

物の中間処理を行う場合の取扱いについて移動可能な中間処理施設によつて産業廃棄 (棄物対策室) 通知厚生省環境衛生局水道環境部参事官の (昭和五三年六月二三日環産二三号

(産業廃

四

五

産業廃棄物の最終処分場に対する固定資産

税非課税について

四

五

(環境部長通知(環境庁水質保全局長・原 環境庁水質保全局長・原 廃棄物の最終処分場跡地の管理等につい 月三〇日環水企三一〇号・衛 厚生省生活衛生局水道 環

应

 \overline{h} 八

場に係る特定災害防止準備金制度につい 租税特別措置法に基づく廃棄物の最終処分 (知) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通/平成三年七月一五日衛環一七六号 て

四

廃棄物処理施設整備計画の推進につい ,厚生省生活衛生局水道環境部長通知,平成三年一二月一一日衛計一七六号 て (第三節22)参照

続について廃棄物処理センター の指定申請等に係る手

〈産業廃

*廃棄物処理セ (厚生省生活衛生局:)(平成五年一月一一 ン 风水道環境部5 一日衛環三号 |長通知|

タ 1

四

七

79

四

七

四

廃棄物処理セ 意事項について \知 |厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 |平成五年三月三一日衛環一一二号 ダ 1 の指定申請等に係る留

应

、廃棄物処理施設 の環境保全対策

産業廃棄物処理施設に係る水質規制 ど つ

、室長通知厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策、関生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策、

四

八九

、廃棄物二五七]①2

有害汚でい

する基準について 有害汚でいのコンクリー 環境庁水質保全局企画課長通知、昭和五一年五月二八日環水企八二号 ト固形化処理に関

する基準について 有害汚でいのコンクリート固形化処理に関 · 環境庁水質保全局企画課長通知 (昭和五一年八月一六日環水企一二四号)

四四〇四

四四〇一

医療廃棄物〉

医療関係廃棄物の適正処理について ,厚生省生活衛生局水道環境部長通知,昭和六二年九月一六日衛環一二七号

医療廃棄物の適正処理について 、知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通/平成元年一一月一三日衛環一七五号

四五〇三

四五〇一

感染性廃棄物の適正処理について

、厚生省生活衛生局水道環境部長通、平成四年八月一三日衛環二三四号 筎

感染性廃棄物の適正な処理の推進に関す

マニュアル.....

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理

应五

五

四五三五

四五

医療機関の廃棄物の処理について 感染性廃棄物の処理方法について

四五九一

=

、厚生省健康政策局総務課長通知、平成一〇年六月二四日総一五号

四六〇一

第 絑

法令・選知編

次

理に関する技術指針・同解説の送付につい建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処

〈室長通知 「厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 「昭和六三年七月二二日衛産四三号 四 1七〇

* 建設・

四七〇二

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理に

建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係

四七

五

四

四七五

る留意事項について 〈室長通知 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 〈平成六年八月三一日衛産八二号

四八五

た根株、伐採木・工作物の新築、 伐採木及び末木枝条の取扱につい新築、改築又は除去に伴って生じ

T /室長通知 /平成一一年一一月一〇日衛産八一号 /平成一一年一一月一〇日衛産八一号

四

八五

四

四

八五

四

〈漁業系廃棄物〉

四

漁業系廃棄物の処理につい

〈厚生省生活衛生局水道環境部長通、平成三年一二月二六日衛産七四号

知

四

九五五

*

四九五二

ヘシュレ ッダ (ーダスト)

シュレ 械器具の事前選別について ッ ダー処理される自動車及び電気機

〈室長通知 |厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 |平成七年六月二七日衛産五五号

五

0

シュレッダー |械器具の事前選別ガイドライン…………………………ュレッダー処理される自動車及び電気

*

五 0

ついて則第四条の二第三項第二十号の検査方法に関第四条の二第三項第二十号の検査方法に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規

テ 【室長通知 【厚生省生活衛生局★ 【昭和六二年一○月二 (環境部長通知(環境庁水質保全局長・原産三四号(昭和六二年一○月二六日 (埋立地) 埋立地 アスベ アスベスト 埋立 スト 、スト とし 地の指定について 厚生省環境衛生局環境整備課長通,昭和四九年一月二二日環整一〇号 ての廃坑の使用につい (石綿) (石綿) (石綿) 月二六日環水企三一七号・ 水道環境部産業廃棄物対策二六日衛産三五号 廃棄物の処理につ 廃棄物の処理に 廃棄物の処理) 厚生省生活衛生局水道 つ し、 い て 7 衛 知 Ŧ. 五. $oldsymbol{\mathcal{H}}$ 五五 五三 五 四

廃棄物(

則第四条の二第三項第二十号の検査 る機能検査の検査方法について

> お ゖ

の処理及び清掃に関する法律施行規

.厚生省環境衛生局水道環境部長通、昭和五四年三月一〇日環整二六号

知

五三五八

(知) 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通行中省四年八月六日環整八九号

五三七一

Ŧ. 五 用品等の試験等について 則第四条の二第三項第十五号に掲げる衛-廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行9 **(知)** 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通/昭和五五年四月一七日環整五七号 $\overline{\mathbf{h}}$ 四〇 五

 ${f \Xi}$

査の検査票及び検査結果の判定について則第四条の二第三項第二十号に規定する検廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規

..........

 $oldsymbol{\mathcal{H}}$

人 七

手数料の変更申請について則第四条の二第三項第二十号の検査に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行5 、厚生省環境衛生局水道環境部は、昭和五六年一一月二七日環整 B.E.一六○号) る規 $\mathbf{\mathcal{I}}$ 四

生理処理用品水洗性試験法

五

一〇六

て即第四条の二第三項第二十号の指定につい即第四条の二第三項第二十号の指定につい廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 、厚生省環境衛生局水道環境部ト(昭和五三年一二月四日環整一)

検査・

試験等

第 編 法令・ 通知編

目

次

長四通六

知号

五

五五

果の判定について。機能検査の検査方法、検査票及び検査結別第四条の二第三項第二十号の検査におけ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 第

廃有害液体物質等の陸上処理

つ

六

五六五三

五四一一

船舶内に

お

て生ずる廃棄物の陸上処理

(室長通知(平成二年四月二四日衛産三○号/平成二年四月二四日衛産三○号/中成二年四月二四日衛産三○号/平成二年四月二四日衛産三○号/平成二年四月二四日衛産三○号/平

(産業廃棄物処理業界関係)

五四二五

野積みされた使用済みタイヤの適正処理に

(知) | |厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 |昭和六三年一一月一四日衛環一四六号

 ${\mathcal H}$

六五四

、知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 「昭和五九年一○月一八日衛環一二四号 ク会議の体制の整備につい 7

五五五

五

産業廃棄物処理業界の組織化の推進につ 、室長通知厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策、四和六〇年七月三〇日衛産四三号

(その他)

油分を含むで

い状物の取扱いについて

(局水道環境部参事官(産業廃棄物担当)通知環境庁水質保全局企画課長・厚生省環境衛生産一七号 | アーカー アーカー アーカー アーカース 一男一八日環水企一八一号・環 | 四和五一年一一月一八日環水企一八一号・環

五

六五

野積みされた使用済みタイヤの適正処理 ついて **【知** |厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通/平成一二年七月二四日衛環六五号

 ${f \pi}$

六五

五

〈廃棄物対策室長通知 |厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産: |平成一二年七月二四日衛産九五号 業

五六五六

廃棄物処理事業における労働安全衛生対策 の充実について **(知)** 【知 【明生省環境衛生局水道環境部環境 【昭和五七年八月二六日環整一二三 環境整備課長通二三号

五八〇

五

五 Ł

(5)

労働安全衛生関係

廃棄物処理事業における労働安全衛生対策 の充実について

五八三九

 *清掃事業における労働災害の防止につい *清掃事業における労働災害の防止につい *清掃事業における労働災害の防止につい (平成五年六月二九日衛環一七九号の徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての徹底についての後における労働基準局長通知	(知 (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知	対策の強化について(基発六〇号の三)五八八七巻機械式ごみ収集車による労働災害の防止	対策の強化について(基発六○号の二)五八八七 *機械式ごみ収集車による労働災害の防止************************************	は、1860でなぎ担張列州生局水道環境部環境整備課長通)	応実こついて ・ごみ収集運搬車両に関する事故防止対策の *テールゲート落下防止等について五八四一	(通)	上対策の敵毛こついて・廃棄物収集運搬作業時における労働安全衛
第二節(欠)	(知 (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知	(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(て・ごみ減量化に関する啓発活動の推進につい・ごみ減量化に関する啓発活動の推進につい*「環境美化行動の日」実施マニュアル六〇〇三	(水道環境部環境整備課長通知(水道環境部環境整備課長・厚生省生活衛生局│六○○三二四号(平成四年四月二四日環境総一三五号・衛環一)	・「環境美化行動の日」の設定について**「環境美化行動の日」の設定について六〇〇一	(環境事務次官・厚生事務次官通知 / 「生衛四九四号(平成四年四月二四日環境総一三四号・厚生省)・「環境美化行動の日」の設定について	(6) その他

第 編

法令・通知編

目 次

七

第三節

廃棄物処理施設

1 法令

○廃棄物処理施設整備緊急措置法 、昭和四七年六月二三日法律九五号)…………

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の 促進に関する法律 (平成四年五月二七日法律六二号)………

六五

 $\overline{\mathcal{H}}$

六五〇一

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の 促進に関する法律施行令 (平成四年九月二四日政令三○四号)………六六○一

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の ○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の (平成四年九月二四日厚生省令五四号)………六六三一

特定施設の整備に関する基本指針 、産業・運輸・建設・自治省告示一号〜平成四年一一月一七日厚生・農林水産・ 通商

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の る産業廃棄物処理事業振興財団を指定 (平成五年一 月一二日厚生省告示三号)…………

六六六〇

2

通知

(1)施行等

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一 部改正

、厚生省生活衛生局水道環境部長通知、昭和六一年五月二日衛計六二号

廃棄物処理施設整備計画の推進について (2)廃棄物処理施設整備計画 .厚生省生活衛生局水道環境部長通知. .平成九年一月二〇日衛計五号

七一〇一

(平成八年一二月一三日閣議決定)…………廃棄物処理施設整備計画について

る場合の譲渡所得の特別控除について団体又は特定の第三セクターに買い取られ業の用に供するために、土地等が地方公共産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事

(室長通知) 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策 (平成六年五月九日衛産五一号

第四節 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制

法令

(平成四年一二月一六日法律一○八号)……八○○一る法律 ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

(平成五年九月三日政令二八二号)………八○二三

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

)寺三司智・香巻・勿等)論当、「等)記引に見た(省令一号(平成五年一○月七日総理府・厚生・通商産業).....八○四(平成五年一○月七日総理府・厚生・通商産業).....八○四

(業省告示一号(平成一〇年一一月六日環境庁・厚生・通商産)………八〇五八(平成一〇年一一月六日環境庁・厚生・通商産)………八〇五八る法律第二条第一項第一号イに規定する物()特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

(省告示一号(平成五年一○月七日環境庁・厚生・通商産業)………八一七五(平成五年一○月七日環境庁・厚生・通商産業)………八一七五ら第四号までに掲げる事項。法律第三条の規定に基づく同条第一号かる法律第三条の規定に基づく同条第一号か

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

第

編

法令・

通知編

目次

(平成五年一○月七日通商産業省令六一号)………八一九一る法律に基づく届出等に関する省令○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

(平成一三年一二月二六日環境省令四一号)………八二三五が必要な物を定める省令事会決定に基づき我が国が規制を行うこと棄物の国境を越える移動の規制に関する理棄物の国境を越える移動の規制に関する理

(平成五年|二月六日条約七号)………九○○一分の規制に関するバーゼル条約○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処

次

第

第五節 循環型社会

1 基本

○循環型社会形成推進基本法 ○資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年四月二六日法律四八号)……… 九一〇三

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行

○資源の有効な利用の促進に関する基本方針 、水産・経済産業・国土交通・環境省告示一号、/平成一三年三月二八日財務・厚生労働・農林) |-----九一五|

(平成三年一○月一八日政令三二七号)………九一○五

○パルプ製造業及び紙製造業に属する事業を fの基準となるべき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令五三号)………九一五三

○無機化学工業製品製造業及び有機化学工 ジの発生抑制等に関する判断の基準となる製品製造業に属する事業を行う者のスラッ べき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令五四号)…………

九

一 五 五

> ○銅第一次精錬・精製業に属する事業を行う ○製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業 準となるべき事項を定める省令 者のスラグの発生抑制等に関する判断の基 断の基準となるべき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令五五号)………九一五七

○自動車製造業に属する事業を行う者の金属 くず及び鋳物廃砂の発生抑制等に関する判 断の基準となるべき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令五七号)………

九

(平成一三年三月二八日経済産業省令五六号)…………

九一

五九

○資源の有効な利用の促進に関する法律第十 二条に規定する計画に関する省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令五八号)………九一六三

○紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利 める省令 (平成三年一○月二五日通商産業省令五三号)………九一六五

○建設業に属する判断の基準となるべき事項を対用に関する判断の基準となるべき事項を ○ガラス容器製造業に属する事業を行う者の べき事項を定める省令 カレットの利用に関する判断の基準となる (平成三年一○月二五日通商産業省令五四号)………九一六七

〔廃棄物三一三〕①2

(平成三年一○月二五日建設省令一九号)…………

九一六九

第一編法令・通知編目次	(平成一三年三月二八日経済産業省令六五号)九一八一となるべき事項を定める省令となるべき事項を定める省令の開会遊技機の製造の事業を行う者の使用	(平成一三年三月二八日経済産業省令六四号)九一七九準となるべき事項を定める省令用済物品等の発生の抑制に関する判断の基○ぱちんこ遊技機の製造の事業を行う者の使	(平成一三年三月二八日経済産業省令六三号)九一七七省令 関する判断の基準となるべき事項を定める	業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に〇ユニット形エアコンディショナの製造の事(平成一三年三月二八日経済産業省令六二号)九一七五半脚の基準となるへき事項を定める省令	○パーソナルコンピュータの製造の事業を行のパーソナルコンピュータの製造の事業を行のパーソナルコンピュータの製造の事業を行いて、平成一三年三月二八日経済産業省令六○号)九一七三	き事項を定める省令(生部品の利用に関する判断の基準となるべ生部品の利用に関する判断の基準となるべつ複写機の製造業に属する事業を行う者の再	(平成一三年三月二八日経済産業省令五九号)九一七一の基準となるべき事項を定める省令ニル製の管又は管継手の利用に関する判断に属する事業を行う者の使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業
二七	(平成一三年三月二八日経済産業省令七二号)九一九五事項を定める省令発生の抑制に関する判断の基準となるべきの棚の製造の事業を行う者の使用済物品等の	(平成一三年三月二八日経済産業省令七一号)九一九三るべき事項を定める省令品等の発生の抑制に関する判断の基準となの収納家具の製造の事業を行う者の使用済物	(平成一三年三月二八日経済産業省令七○号)九一九一なるべき事項を定める省令物品等の発生の抑制に関する判断の基準との電気洗濯機の製造の事業を行う者の使用済	(平成─三年三月二八日経済産業省令六九号)九十八九なるべき事項を定める省令物品等の発生の抑制に関する判断の基準と○電気冷蔵庫の製造の事業を行う者の使用済	(平成一三年三月二八日経済産業省令六八号)九一八七なるべき事項を定める省令物品等の発生の抑制に関する判断の基準との衣類乾燥機の製造の事業を行う者の使用済	(平成一三年三月二八日経済産業省令六七号)九一八五なるべき事項を定める省令物品等の発生の抑制に関する判断の基準と「電子レンジの製造の事業を行う者の使用済	(平成一三年三月二八日経済産業省令六六号)九一八三斉物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

一八

に関する判断の基準となるべき事項を定めう者の再生資源又は再生部品の利用の促進○パーソナルコンピュータの製造の事業を行 〇ユニット形エアコンディショナの製造の 業を行う者の再生資源の利用の促進に関す る判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令七八号)………九二一三 (平成一三年三月二八日経済産業省令七七号)…………

○ぱちんこ遊技機の製造の事業を行う者の再 判断の基準となるべき事項を定める省令 生資源又は再生部品の利用の促進に関する (平成一三年三月二八日経済産業省令七九号)………九二一 五

断の基準となるべき事項を定める省令資源又は再生部品の利用の促進に関する判の回胴式遊技機の製造の事業を行う者の再生 (平成一三年三月二八日経済産業省令八○号)…………

資源の利用の促進に関する判断の基準とな○テレビ受像機の製造の事業を行う者の再生 ○複写機の製造の事業を行う者の再生部品の 事項を定める省令利用の促進に関する判断の基準となるべき るべき事項を定める省令 一三年三月二八日経済産業省令八一号)………九二一九

(平成一三年三月二八日経済産業省令八九号)九二三五 │き事項を定める省令の利用の促進に関する判断の基準となるべの利用の収進に関する判断の基準となるべい事務用机の製造の事業を行う者の再生資源(平成一三年三月二八日経済産業省令八八号)九二三三(平成一三年三月二八日経済産業省令八八号)九二三三		○利用の促進に関する判断の基準となる、(平成一三年三月二八日経済産業省令八六号)九二二九、ベき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令八六号)九二二九、での利用の促進に関する判断の基準となる	(平成一三年三月二八日経済産業省令八五号)九二二七べき事項を定める省令がの利用の促進に関する判断の基準となるの電気冷蔵庫の製造の事業を行う者の再生資	(平成一三年三月二八日経済産業省令八四号)九二二五べき事項を定める省令源の利用の促進に関する判断の基準となるの表類乾燥機の製造の事業を行う者の再生資	(平成一三年三月二八日経済産業省令八三号)九二二三二べき事項を定める省令源の利用の促進に関する判断の基準となるの電子レンジの製造の事業を行う者の再生資
(業省令一号(「一、大阪・農林水産・通商産」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○鍋製又はアルミニウム製の缶であって、飲	(令一号────────────────────────────────────	(平成一三年三月二八日経済産業省令九二号)九二四一なるべき事項を定める省令生資源の利用の促進に関する判断の基準と○石油ストーブ等の製造の事業を行う者の再	(平成一三年三月二八日経済産業省令九一号)九二三九となるべき事項を定める省令再生資源の利用の促進に関する判断の基準のシステムキッチンの製造の事業を行う者の	(平成一三年三月二八日経済産業省令九○号)九二三七き事項を定める省令の利用の促進に関する判断の基準となるべ一回転いすの製造の事業を行う者の再生資源

第一編

法令・通知編

目 次

目
次

○密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項 (平成五年六月三○日通商産業省令三三号)………九二四九

○特定容器包裝の表示の標準となるべき事項

を定める省令 、水産・経済産業省令二号、平成一三年三月二八日財務・ 厚生労働・農林 九二五

○塩化ビニル製建設資材の表示の標準となる

べき事項を定める省令 (平成一三年三月二八日経済産業省令九四号)………九二五三

○密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び 再資源化に関する判断の基準となるべき事う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行 項を定める省令 、環境省令一号(平成一三年三月二八日厚生労働・経済産業)

となるべき事項を定める省令自主回収及び再資源化に関する判断の基準行う者の使用済パーソナルコンピュータの)パーソナルコンピュータの製造等の事業を 〈号 /平成一三年三月二八日経済産業・環境省令一 |-----九二五七

タの製造等の事業を

○使用済指定再資源化製品の自主回収及び再 資源化の認定に関する省令 《環境省令二号》,不以一三年三月二八日厚生労働・経済産業・、平成一三年三月二八日厚生労働・経済産業・ ……九二五九

> ○電気業に属する判断の基準となるべき事用の促進に関する判断の基準となるべき事 (平成三年一○月二五日通商産業省令五七号)………九二六

三〇

○建設業に属する事業を行う者の指定副産物 の基準となるべき事項を定める省令に係る再生資源の利用の促進に関する判断 (平成三年一○月二五日建設省令二○号)………九二六三

○資源の有効な利用の促進に関する法律の規 身分を示す証明書の様式を定める省令 定に基づく立入検査をする職員の携帯する

、水産・経済産業・国土交通・環境省令、平成一三年三月二八日財務・厚生労働 号農林 ------九二六四

機に関する省令○資源の有効な利用の促進に関する法律施行 (平成一三年三月二八日経済産業省令五○号)………九二六七

九二五五

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行 (平成一三年三月二八日経済産業省令五一号)………九二六八

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行 容器包装に関する省令 (水産・経済産業省令一号/平成一三年三月二八日財務・ 厚生労働・農林 ………九二六九

第

〔廃棄物三一三〕①2

(平成一三年三月二八日経済産業省令五二号)………九二七一

令別表第五の六の項の中欄第一号に規定す○資源の有効な利用の促進に関する法律施行

る特定容器包装を定める省令

2 容器包装

〇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

進等に関する法律

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促 (平成七年六月一六日迭律一一二号)………九三〇一

進等に関する法律施行令

(平成七年一二月一四日政令四一一号)⋯⋯⋯九三○三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促 進等に関する法律施行規則

(農林水産・通商産業省令一号/平成七年一二月一四日大蔵・厚生・

------九三〇五

○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令

(平成七年一二月一四日厚生省令六一号)……九三〇七

定する委託の範囲を定める省令進等に関する法律第二条第十項第一号に規の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

(号) (学成七年一二月一四日厚生・通商産業省令一

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準 適合物の再商品化に関する省令

(号) (日本の一年の1月二七日厚生・通商産業省令一))……九三〇九

Ξ

(産・通商産業省告示三号(平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三一七規定する主務大臣が定める比率規定する主務大臣が定める比率進等に関する法律第十一条第二項第一号に(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(等成一一年一二月一六日厚生省告示二四四号)九三一五(平成一一年一二月一六日厚生省告示二四四号)九三一五の各年度の特定分別基準適合物ごとの総量づく、平成十二年度以降の五年間について近急に関する法律第プラダラフリルまだにま	重等に関する法律的に乗り見せて表(では、「では、」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、 「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する」とは、「関する には、「関する」とは、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する」は、「関する」とは、「関する」は、「関する」は、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する」は、「関する」は、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する」は、「関する、「関する、「関する」は、「関する、「関する、「関する」は、「関する、「関する、「関する、「関する、「関する、「関する、「関する、「関する	務を行う者の指定をした件進等に関する法律の規定により再商品化業○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(産・通商産業省告示九号(平成一一年七月二八日大蔵・厚生・農林水)九三一三――――――――――――――――――――――――――――――	(林水産・通商産業省告示 号 (平成八年三月二五日環境庁・大蔵・厚生・農)九三一 合物の再商品化の促進等に関する基本方針○容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適	(号(平成八年一二月二七日厚生・通商産業省令二)九三一○(平成八年一二月二七日厚生・通商産業省令二)九三一○進等に関する法律第三十五条の規定に基づ()容器包装に係る分別収集及び再商品化の促
(示三号(平成八年一二月二七日厚生・通商産業省告)九三三○に規定する主務大臣が定める量に規定する主務大臣が定める量を等に関する法律第十二条第二項第二号ニ(○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(産・通商産業省告示八号 (平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三二八○再商品化義務総量	(産・通商産業省告示七号 (平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三二六○特定事業者責任比率	(産・通商産業省告示六号 (産・通商産業省告示六号 (平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三二三にお定する主彩大臣が定める量	進等に関する法律第十一条第二項第二号ニーの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(蛭・通商産業省告示石号(平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三二○に規定する主務大臣が定める率(選字に関する法律第十一条第二項第二号ローの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(産・通商産業省告示四号(平成八年一二月二七日大蔵・厚生・農林水)九三一九に規定する主務大臣が定める比率(建等に関する法律第十一条第二項第二号イ)で容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

(一号(平成九年三月一三日厚生・通商産業省告示)九三三九の量の算定方法の量の算定方法	(林水産・通商産業省告示一八号)九三三八年成一一年一二月一六日大蔵・厚生・農)九三三八	よして排出されない特定包装の量の算定方として排出されない特定包装の量の算定方○特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物	(林水産・通商産業省告示一七号)九三三七(平成一一年一二月一六日大蔵・厚生・農)九三三七量の算定方法 (特定包装利用事業者が回収する特定包装の	(産・通商産業省告示三号(平成九年三月一三日大蔵・厚生・農林水)九三三六法	は包装廃棄物	【至成九年三月一三日大蔵・厚生・農林水】九三三四量の算定方法 量の算定者器利用事業者が回収する特定容器の	(水産・通商産業省告示一九号(平成一一年一二月一六日大蔵・厚生・農林)九三三三規定する主務大臣が定める量	進等に関する法律第十三条第二項第三号に○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促
「四年省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 「平成八年六月 一日衛環 九五号 について	計画及び鄒道行県分別収集足進計画の策定進等に関する法律に基づく市町村分別収集・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	、知 「 日本省生活衛生局水道環境部環境整備課長通	の 整一	・容器包装に関する基本的考え方について ・容器包装に関する基本的考え方について	ついて進等に関する法律の運用に伴う留意事項に進等に関する法律の運用に伴う留意事項に・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(厚生省生活衛生局水道環境部長通知、進等に関する法律の施行について。 ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促	(二号) (平成九年三月一三日厚生・通商産業省告示) 大法	物として排出されない特定容器の量の算定(特定容器製造等事業者に係る容器包装廃棄

```
一号・一三日厚生・通商産業省告示・
                             して排出されない特定容器の量の算定容器製造等事業者に係る容器包装廃棄
```

包装に係る分別収集及び再商品化の促 に関する法律の施行について 、厚生省生活衛生局水道環境部長通知、平成八年四月一八日衛環一六七号 九四〇 九三四

生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通政八年四月一八日衛環一六八号 九四〇二

クル推進室長通知生省生活衛生局水道環境部環境整備課成一一年五月一一日リサ推一二号 包装に関する基本的考え方について ij + 九四〇五

生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通、成八年五月一〇日衛環一七五号 簡素化について 物処理施設整備費国庫補助金の交付事 九四〇七

九四〇八

第 編

法令・

通知編

目 次

次

目

定に基づく厚生大臣の指定について則第二条第五号及び第二条の三第三号の規廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 **【知** | 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 | 平成八年六月二六日衛環二〇三号

九四〇九

進等に関する法律施行令の一部改正等につ容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

九四

進等に関する法律施行規則の一部改正等に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

して 、厚生省水道環境部リサイクル推進室長通知、平成一一年七月八日リサ推一五号

九四

容器包装廃棄物として排出されない特定容 器の量の算定方法について

(知) 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通/平成九年三月一三日衛環七七号

九四

五

「知 「四生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通」 「平成九年四月一六日衛環一六一号 量の算定のためのガイドライン」について 量の算定のためのガイドライン」について よる容器包装廃棄物として排出される見込 に選挙に関する法律第十八条に基づく自主 に進等に関する法律第十八条に基づく自主 の進等に関する法律第十八条に基づく自主

九四一

七

「廃棄物三一三]①2

容器包装に係る再商品化施設の設置の許 \知 |厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通 |平成一一年九月一七日衛環七六号 手続の円滑化について

九四二

三四

3 家庭用機器

〇特定家庭用機器再商品化法

(平成一○年六月五日法律九七号)………九五○一

○特定家庭用機器再商品化法施行規則 ○特定家庭用機器再商品化法施行令 (平成一○年一一月二七日政令三七八号)………九五○三

〈号 ア成一二年二月一八日厚生・通商産業省令一 〉

○特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並び ○電磁的方法による保存をする場合に確保す)⋯⋯九五○九

るよう努めなければならない基準 、示五号 、平成一二年一○月三○日厚生・通商産業省告)

九五一一

特定家庭用機器再商品化法の施行について 《厚生省生活衛生局水道環境部長通知、平成一一年七月一日生衛発九八三号》

九五一三

4 建設資材

〔廃棄物三一三〕①2

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律

(平成一二年五月三一日法律一○四号)………九六○一

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律施行令

(平成一二年一一月二九日政令四九五号)…………

九六〇三

九五〇五

○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建 る基本方針 、国土交通・環境省告示一号、平成一三年一月一七日農林水産・経済産業・

]……九六五

第

法令・

通知編

目 次

第

編

食品

5

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する (平成一二年六月七日法律一一六号)………九七○一

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律施行令 (平成一三年四月二五日政令一七六号)…………

九七〇三

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する (平成一三年五月一日農林水産・環境省令二号)………九七○六

| 法律に基づく再生利用事業を行う者の登録○食品循環資源の再生利用等の促進に関する に関する省令 (境省令一号) (学成一三年五月一日農林水産・経済産業・環)

|-----九七〇七

| 法律に基づく再生利用事業計画の認定に関○食品循環資源の再生利用等の促進に関する する省令

|-----九七〇九

、産・経済産業・国土交通・環境省令三号――、平成一三年五月一日財務・厚生労働・農林水、

> ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する 査をする職員の携帯する身分を示す証明書法律第二十三条第二項の規定による立入検

> > 三六

の様式を定める省令 (境省令二号/平成一三年五月一日農林水産・経済産業・

-----九七一 四

「廃棄物三一三」①2

第一編

法令・通知編

〇国等による環境物品等の調達の推進等に関

(平成一三年三月九日環境省告示一一号)………九八五一○環境物品等の調達の推進に関する基本方針 する法律 (平成一二年五月三一日法律一○○号)……九八○一

(平成一二年一二月二七日政令五五六号)………九八五三する法律第二条第二項の法人を定める政令○国等による環境物品等の調達の推進等に関